

光地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第7回）
（書面開催）

【委員】

光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長

【議事】

・河川監視体制の強化について

→河川監視カメラの増設により、河川監視体制の強化を図る。また、円滑かつ迅速な避難を促すため、水位情報の効果的な活用方法の検討や、ホームページの周知等に係る取組を推進する。

・流域治水関連法について

→特定都市河川浸水被害対策法、水防法、河川法等の9法律が一体的に改正されたことに伴い、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組を推進する。

・中小河川における水害リスク情報の充実について

→中小河川等における浸水想定区域図・ハザードマップの作成を行い、水害リスク情報の空白域の解消に向けた取組を推進する。（水防法改正関係）

・要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための取組について

→避難訓練結果の報告の義務化や、避難確保計画及び避難訓練の内容に対する助言・勧告制度の創設に伴い、引き続き、避難の実効性確保に向けた取組を推進する。（水防法改正関係）

・取組方針のフォローアップについて

→引き続き目標の達成に向けて取組みを進めるとともに、令和4年度は、次期「取組方針」への見直しを行う。

・報告事項（二級水系における流域治水プロジェクト）

→流域全体で実施すべき対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を計画的に推進するため、流域治水プロジェクトを策定・公表する。

【意見】

・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（光市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県周南土木建築事務所長）